

# 岐阜県公報

号外(一) 平成十九年四月二日

## 目次

### 規則

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

(人事課)

### 訓令

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令

(同)

## 規則

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十二号

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則(平成七年岐阜県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

本則中「榎橋普副知事」を「横井篤副知事」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓令

岐阜県訓令甲第二十四号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程（平成十一年岐阜県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（担任意務）

第一条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。

一 共管事務

イ 県政の総合的な企画及び調整に関する事。

ロ 人事及び予算編成に関する事。

ハ 知事直轄組織（秘書広報及び危機管理）に関する事。

ニ 人事委員会及び監査委員との連絡調整に関する事。

二 原正之副知事の主な担任意務

イ 総務部、環境生活部、産業労働部、県土整備部及び都市建築部に関する事。

ロ 公安委員会、労働委員会及び収用委員会との連絡調整に関する事。

三 横井篤副知事の主な担任意務

イ 総合企画部、健康福祉部、農政部、林政部及び出納事務局に関する事。

ロ 教育委員会、選挙管理委員会及び内水面漁場管理委員会との連絡調整に関する事。

こと。

第二条第一項第一号中「前条第二号」を「前条第三号」に改め、同項第二号中「榎橋普副知事」を「横井篤副知事」に、「前条第一号」を「前条第二号」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

2 第一条第一号又は第二号に掲げる事務について副知事の決裁等を受ける場合は、横井篤副知事、原正之副知事の順に受けることとする。

第三条に次の一項を加える。

3 第一条第三号に掲げる事務について副知事の決裁等を受ける場合は、原正之副知事、横井篤副知事の順に受けることとする。

附 則

この訓令は、平成十九年四月二日から施行する。

平成十九年四月二日印刷  
平成十九年四月二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁  
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三  
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）